平成２２年（フ）第４４号
北海道余市郡余市町沢町４丁目50番地　沢町団地４号棟16号室、前住所北海道積丹郡積丹町大字美国町字小泊29番地50
債務者　嶋田　誠一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４５号
北海道余市郡余市町沢町４丁目50番地　沢町団地４号棟16号室、前住所北海道積丹郡積丹町大字美国町字小泊29番地50
債務者　嶋田　　文
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６０号
北海道小樽市奥沢１丁目７番13号
債務者　高橋　隆光
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５８号
福島市北沢又字下釜北１番地の１　幸アパート102号
債務者　渡部　光男
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７７号
福島市飯野町大久保字田端11番地
債務者　渡邉キミ子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
福島県伊達市梨子木町15番地７
債務者　佐竹　保男
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５４号
福井県坂井市三国町川崎第22号１番地１、旧住所福井市舟橋新町第９号18番地　センチュリーテラスＡ―102
債務者　渡邉　潤一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
福井市日之出３丁目３番31号、住民票上の住所福井市御幸２丁目25番75号
債務者　堂前　貴郁
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
福井市下江守町第54号２番地40
債務者　薮野　捷一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
福井県坂井市丸岡町今福第３号17番地　ブリリアントヒル203号室
債務者　福井　優子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
福井県勝山市郡町１丁目２番32号
債務者　帰山　幸美（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
福井県あわら市下金屋第30号21番地70
債務者　大東　幸代
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
長野市大字下駒沢618番地１長野県立総合リハビリテーションセンター、住民票上の住所長野市大字北堀437番地　西
債務者　塚田　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
岐阜県高山市上岡本町７丁目100番地
債務者　生田　裕彦
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
岐阜県飛騨市古川町上町991―１　コーポ古川Ⅲ棟305、住民票上の住所岐阜県飛騨市古川町三之町３番45号
債務者　渡邉　幸治
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
岐阜県下呂市萩原町上村639番地１
債務者　桑原マチ子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
名古屋市天白区元八事１丁目241番地　ハイツ元八事407号
債務者　岡部　朋也
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部